学校感染症と登園許可証明書に関しての改訂

Global では 2009 年や 2012 年の学校保健法の改定後も学校感染症 第3種の枠組の中にありながら、その他の感染症として区分された感染症に関しても、高熱、激しい痛み、そして嘔吐下痢などの重い症状をもたらし、他のお子様や職員への感染拡大の可能性が高いもの（手足口病、流行性嘔吐下痢症、マイコプラズマ感染症など）は、感染の拡大から皆様のお子様を守るために、また感染した児童が増えることによってお仕事をお休みしなければならないお母様を最小限に抑えるために他の保育園や幼稚園と比較して厳しいルールを定め、再登園にあたっては第1種、2種、3種、3種その他に区別なく登園許可証明書の提出をお願いして参りましたが、現在は“学校感染症第3種 その他の感染症”と区分された感染症は、医師から登園許可証明書（治癒証明書）を書いてもらえないことがある（もらえたとしても面倒な顔をされる）ので、どうしたら良いか困っていると一部の保護者の方からご相談が幾度となくございました。 この件は、慎重な話し合いを無くして即断できることではなかったため、我々も担当の医師に相談すると共に、何度も会議にて話し合いを重ね、2014 年以降は以下のように規則を改定させて頂いております。 尚、それぞれの感染症の詳細は別紙をご覧下さい。

※ 学校感染症第1種・第2種・第3種の感染症は、お子様の罹患を確認されましたら、直ちに園に連絡を入れて頂き、学校保健安全法で定められた出席停止期間を必ず厳守して頂きます。 治癒後の再登園にあたっては必ず医師からの登園許可証明書（治癒証明書）が必要となります。 登園許可証明書をご提出頂けない場合は如何なる理由があっても再登園を認めることができません。

※ 第3種 その他の感染症（手足口病、流行性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、りんご病など）とは学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば学校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症として、措置をとることができる疾患です。 これらの感染症も第1種から第3種に区分された感染症と等しく、お子様が感染した場合は直ちに園にご連絡下さい。 これらの感染症は症状がなくなるまで等の適切な期間は欠席して頂き、通常の園生活を送るにあたって問題がないと医師が判断した場合は、園に【第三種その他の感染症用の登園許可証明書】をご提出して頂いた上で再登園して下さい。 これらの感染症は学校保健安全法において明確な出席停止期間が定められている感染症ではございませんが、医師がお子様の健康や感染予防の理由などから一定期間お休みする必要があると判断した場合は必ず医師の指示に従ってください。

※ 第3種 その他 と区分された流行性嘔吐下痢症(ロタウイルスやノロウイルス)など感染力が強く、症状も非常に重く、生命に危険が及ぶ可能性があるものや、手足口病・マイコプラズマ感染症なども。 しかし、症状によってはまだ感染力が強く、明らかに他のお子様やスタッフに感染するような場合や本人も健康かつ安全に園での一日を過ごすのは難しいとスタッフおよび園長が判断した場合、登園を自粛して頂きます。また、例え登園後でも直ちにお迎えに来て頂くこともございますので予めご了承下さいますようお願い申し上げます。

※ また、第1種・第2種・第3種・第3種 その他の感染症によって園児、学童、職員の一定数が欠席となった場合は、それ以上の感染拡大を防ぐため、園長の判断によって園自体を一定期間、閉鎖（休園）とさせて頂きますのでご了承下さいますようお願い申し上げます。

感染症の中には学校保健安全法において明確な出席停止期間が定められていないものの第三種その他という枠組に分類されている流行性嘔吐下痢症(ロタウイルスやノロウイルス)・手足口病・溶連菌感染症・ヘルパンギーナなどがあり、これらもまた感染力は非常に強く、症状も重く、時には生命に危険が及ぶ可能性もございます。 しかしながら、これらの感染症は治癒証明が必要なく（グローバルではその他 第三種感染症用の登園許可証明書の提出を求めております）明確な出席停止期間がないがために、なかには例え感染力が強くもう数日間は登園を自粛した方が良い状態だとしても本人の症状が軽快して合併症等のおそれがなく、通常の生活に支障がなければ登園してもかまわないとして短すぎる日数でも登園許可を簡単に出してしまう医師がいらっしゃいます。 皆様にお気をつけて頂きたいのは医師が『登園してもかまわない』として治癒証明や登園許可証を出したとしても、イコール他のお子様に感染するおそれがないわけではないということです。 もちろん完全に感染しなくなるまでは何週間もお日にちが必要になってしまいますが、せめて感染力の強いうちは登園を自粛するなど感染を拡大しないためのモラルおよび常識と配慮が必要不可欠となって参ります。 これは、我が子の健康と命を守るだけではなく、全ての園児・学童、親御様とお仕事、そして園の運営と職員を守ることにも繋がって参ります。子どもだけではなく、先生にも感染が拡がればたとえ数名でも園を一時的に閉鎖せざるをえなくなります。 お子様があらゆる感染症に罹患した際は必ず医師に受診し、再登園の際は必ず治癒証明または第三種その他の用の登園許可証を病院から発行して頂き、なおかつ他への配慮とモラルの観点から感染の拡大を最小限に抑えるために慎重に登園を自粛する日数をプラスアルファで設けて頂くようお願い致します。

入園にあたって上記内容に問題がなければ切り取り線より下の同意書をご提出下さい。

Global Kids Academy

切り取り線

学校感染症と登園許可証明書などに関する

同　意　書

学校感染症と登園許可証明書などに関して園の規則をよく理解し、同意します

児童氏名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

お父様御氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

お母様御氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

株式会社 TIA
Global kids Academy　園長宛

登園許可証（治癒証明書）

児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者は、下記〇印の学校保健法で定められた感染症や伝染病が軽快し、かつ学校保健法の基準により伝染病の予防上支障がないと認めたので登園を許可致します。

記

1　麻疹（解熱した後３日を経過するまで）

2　風疹（発疹が消失するまで）

3　水痘（全ての発疹が痴皮化するまで）

4　流行性耳下腺炎（症状の発現後 5 日を経過し、かつ、耳下腺の腫脹が消失し全身状態が良好になるまで）

5　百日咳（特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適切な抗菌物質製剤による治療が終了するまで）

6　インフルエンザ（発症後 5 日経過し、かつ、解熱後 3 日を経過するまで）

7　プール熱（咽頭結膜熱）（主要症状が消退した後 2 日を経過するまで）

その他の学校保健法において第１種・第２種・第３種と定められた伝染病
病名：

平成　　年　　月　　日

医療機関等　　所在地

名称

医師　　印

株式会社 TIA
Global kids Academy　園長宛

その他の第三種感染症用
登園許可証明書（受診証明書）

児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

お医者様へ

※ 下記に挙げたその他の第３種の感染症（手足口病、流行性胃腸炎、マイコプラズマ感染症など）は学校保健安全法において明確な出席停止期間は定められておりませんが、症状が重いため登園を自粛するべきであると医師が判断した場合や、早期に登園してしまい他の児童への更に感染が拡大してしまう恐れがある場合などは再登園が可能なまでの日数の目安などを医師から保護者にご説明下さい。
※ 当園では保護者の皆様にこれらの第三種その他の感染症にお子様が罹患した場合（罹患したと思われる場合）、感染の拡大を防ぐためにもきちんと医師に受診して頂くようお願いしております。
※ この書類の提出を保護者の皆様にお願いしている理由は、以下の２つです。
1. 園児が何の感染症に罹患したかを園が明確に把握し、必要であれば保護者に注意喚起するため
2. 如何なる感染症においても罹患した際は、子ども達を保護者の皆様がきちんと病院へ連れて行き、医師の診察を受けることを義務付けることにより、子どもの健康を守り感染症の拡大を少しでも緩和するため

※ これら第３種の感染症は学校保健安全法において明確な出席停止期間が定められていないため、治療後、児童の病状が軽快し、通常の園生活を送るにあたって問題がないと医師が判断した場合は、こちらのその他の第三種 感染症用 登園許可証明書（受診証明書）をご記入下さい。

上記の者は、下記〇印の感染症の治療を受け、医師の判断により登園にあたって問題ないものと致します。

記

１　流行性胃腸炎（嘔吐、下痢などの症状が治り、全身状態がよくなるまで）

２　手足口病（合併症がなく元気になるまで）

３　マイコプラズマ肺炎（症状が改善し全身状態がよくなるまで）

４　とびひ（患部をガーゼなどで覆い、プールや水遊びを控えれば問題ないと医師が判断）

５　溶連菌感染症（熱が下がり、有効な抗生物質を１～２日間内服してから）

６　ヘルパンギーナ（食欲、体力共に回復し、登園にあたって問題ないと医師が判断するまで）

７　その他　　病名

平成　　年　　月　　日

医療機関等　　所在地

名称